

2025年万博基本構想検討会議設置要綱

（設置目的）

第1条 2025年万博を大阪に誘致するための基本的な構想をとりまとめるにあたり、専門的見地からの意見を幅広く聴取するため、有識者、行政、経済界による2025年万博基本構想検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- （1）2025年万博を大阪に誘致するための基本的な構想に関すること
- （2）その他、万博誘致に関して必要と認められること

（組織）

第3条 会議は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

（座長）

第4条 会議の円滑な進行等を図るため、進行役として、座長を置くことができる。
2 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、大阪府が招集する。

- 2 大阪府は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求めることができる。
- 3 会議は、原則として公開する。

（部会）

第6条 専門的分野にかかる意見を聴取する必要がある場合等、必要に応じて部会を設置することができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、政策企画部企画室政策課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月22日から施行する。